

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	定期検査の水質検査についての措置命令
概要	浄化槽管理者が、正当な理由がなくて、浄化槽法第11条第1項の水質検査を受けるべき旨の勧告に係る措置をとらなかったときには、期間を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることがあります。
根拠法令等 及び条項	浄化槽法第12条の2第3項
処分基準	正当な理由なく、水質検査を受けるべき旨の勧告に係る措置をとらなかったとき
ホームページ	
備考	